

釧路市音別地域 包括支援センターだより

2020年11月発行 第53号

消費者被害の注意喚起について

最近の消費者被害では、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や、定期購入トラブルが急増しています。

これらの被害に遭わないためには、「自分だけは引っかからない」と思わないことと、適切な知識が必要です。日頃から、家族や友人・知人などとも声を掛け合いながら予防をしていきましょう！



①身に覚えのない商品の送り付けについて

Q)封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。
全く心当たりがないがどうすればいいのでしょうか？

- ・送付前に、連絡がない場合、売買契約は成立していません。
- ・また商品が届いて14日を経過したときには、商品を自由に処分しても構いません。
- ・宅配業者に対して、「受取拒否」の意志を伝え、返却する方法も有効です。
- ・送付前に事業者から電話連絡があった場合、勧誘があり売買契約をした場合でも契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリングオフ（※）が可能です。



見知らぬ商品が届いても、落ち着いて行動しましょう！

（※）クーリングオフとは…
契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件であれば契約解除できる制度のこと

②定期購入トラブルについて

Q)テレビやチラシの広告で、「初回300円 お試しサプリメント」などの
広告が出ています。気を付けなければならないことはありますか？



- ・初回は安価でも、2回目以降の価格が高くなる場合があります。また、定期購入になると、自動的に商品が届き、解約するまで請求が継続して来ます。
- ・通信販売には、クーリングオフ制度は適用されませんので、注意が必要です。

★困ったことや、不安なときは、早めにご相談ください★

音別地域包括支援センター 9-5252 消費者ホットライン 188

衣料品の注文販売について

「音別地区高齢者の生活支援体制整備を考える会」では、例年「おんべつ学園 と きりんや」に協力いただき、「衣料展示販売会」を年2回実施しておりますが、今年度について、考える会で検討した結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施しないことといたしました。

しかし、この取り組みは、平成29年度から年2回実施をしており、町内で定着した取り組みとなっています。同じような方法では実施できなくても、何らかの形で販売会を実施したいと思い、きりんやと音別町商工会の協力を得て、「**注文販売**」を行います。肌着や靴下、寝具など、日常生活で不足すると困るものを中心に販売します。

詳細については、きりんやが11月中旬に全戸折込チラシを入れる予定です。チラシをご覧ください、是非ご利用ください！



【日程について】

注文受付期間 11月24日(火)～11月27日(金)
注文受付場所 音別町商工会(営業時間 9:00～17:00)
商品引き渡し日 11月30日(月) 10:00～12:00

※商品引き渡し当日は、きりんやが音別町商工会に来て、商品を引き渡します

【注文方法】

- ①チラシの裏面にある注文票に記入し、注文期間内に音別町商工会に持参する。(注文票をコピーし、控えとしてお渡しします)
- ②11月30日(月)の商品引き渡し日に、控えを持って音別町商工会で注文した商品を受け取る。



【商品の注文・受け取りについて】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを着用の上、音別町商工会で注文と商品の受け取りを行ってください。商品受け取り時は、受け取り会場が密にならないよう、皆様のご協力をお願いします。



<お問い合わせ>

音別地域包括支援センター 9-5252